

令和2年度自治推進委員会

自治基本条例検証用資料

(第4条～第12条)

- ・ おいらせ町自治基本条例（逐条解説）
 - ・ これまでの検証結果
 - ・ 参考データ資料

第4条

【逐条解説】

(生活に関する権利)

第4条 おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。

- (1) 生涯にわたり心身ともに健康で安全な生活を送る権利
- (2) 豊かな自然環境のもとで生活を送る権利
- (3) 経済的に不安なく、人間らしい生活を送る権利
- (4) 外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通などの手段により、自由に移動する権利
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが、生涯にわたり自由に学ぶ権利

【第4条】

町の自治は、町民の権利を守り、実現するために進められるものでなくてはなりません。このため、町民の権利として、もっとも基本的な権利をまず確認する意味で示しています。

(1) 「心身ともに健康で安全な」…健康や家庭環境、防災や防犯環境に不安がない状態を指しています。

(2) 「豊かな自然環境」…自然が保全されていることと、水質や大気などが汚染されていない状態を指しています。

(3) 「経済的に不安なく、人間らしい生活」…個人の努力が前提にありますが、それでも解決できない困難に陥った時には、町は手をさしのべようという意思を表しています。手をさしのべるのは町民、行政、議会を包括している「町」です。行政に限定していません。

(4) 「移動する権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。今後増えていくと思われる、自家用車を利用できない町民の移動手段を考えなければなりません。

(5) 「学ぶ権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。

【これまでの検証結果】

町民の生活に関する権利のうち、居住福祉の受け皿たる町営住宅について、一部の建物の床面積や設備に気になる点はあるものの、必要な整備はされていることを確認。(H26年度)

【参考データ資料】

・町民アンケート結果（令和2年3月調査8月公表、無作為抽出2,000件郵送、回収率44.1%）

問4 おいらせ町には、長く住み続けられる魅力があると思いますか。

▶ “そう思う”が592人(67.1%)、“そう思わない”は198人(22.5%)。

前回調査結果との比較	令和元年度 (%)	平成30年度 (%)
そう思う	25.3	27.8
どちらかといえばそう思う	41.8	40.3
どちらかといえばそう思わない	15.8	14.4
そう思わない	6.7	5.0
わからない	9.3	11.7

問6 お住まいの地域の環境をどのように感じていますか。

▶ 満足と不満への回答が最も多い項目は以下の表のとおり。

R1	「満足」への回答が多い項目	「不満」への回答が多い項目
1位	静けさ	バス交通の利便性
2位	ごみ処理体制	鉄道交通の利便性
	緑の豊かさ・うるおい	—
3位	住民の密度	町立病院や診療所の立地・診療科目

H30	「満足」への回答が多い項目	「不満」への回答が多い項目
1位	水道のおいしさ、安全性	バス交通の利便性
2位	下水などの環境衛生	鉄道交通の利便性
3位	ごみ処理体制	休日・夜間診療

図表 13 満足度(全体・居住地区一上位第3位)

(単位：評価点)

		第1位	第2位	第3位
全体		緑の豊かさ・うるおい (3.616)	静けさ (3.613)	住民の密度 (3.493)
居住地区	百石 小学校区	下水などの環境衛生 (3.662)	ごみ処理体制(3.622)	静けさ (3.580)
	甲洋 小学校区	住民の密度 (3.528)	静けさ (3.479)	緑の豊かさ・うるお い (3.465)
	下田 小学校区	静けさ (3.802)	緑の豊かさ・うるお い (3.735)	住民の密度 (3.628)
	木内々 小学校区	緑の豊かさ・うるお い (3.752)	ごみ処理体制(3.751)	買物の利便性(3.564)
	木ノ下 小学校区	静けさ (3.630)	緑の豊かさ・うるお い (3.616)	住民の密度 (3.546)

図表 14 満足度(全体・居住地区一下位第3位) (単位：評価点)

		第37位	第36位	第35位
全体		バス交通の利便性 (2.371)	雇用対策 (2.463)	鉄道交通の利便性 (2.499)
居住地区	百石 小学校区	バス交通の利便性 (2.323)	鉄道交通の利便性 (2.379)	雇用対策 (2.448)
	甲洋 小学校区	バス交通の利便性 (2.1719)	鉄道交通の利便性 (2.1724)	雇用対策 (2.280)
	下田 小学校区	病院や診療所の立 地・診療科目 (2.413)	公園や遊び場 (2.436)	病院の休日・夜間診 療 (2.500)
	木内々 小学校区	雇用対策 (2.559)	病院や診療所の立 地・診療科 (2.695)	病院の休日・夜間診 療 (2.757)
	木ノ下 小学校区	バス交通の利便性 (2.192)	病院や診療所の立 地・診療科 (2.347)	鉄道交通の利便性 (2.379)

問7 あなたは、心身ともに健康だと感じていますか。

▶ “感じている”が67.5%、“感じていない”は29.4%。

前回調査結果との比較	令和元年度(%)	平成30年度(%)
感じている	23.6	19.7
どちらかといえば感じている	43.9	46.6
どちらかといえば感じていない	19.8	18.0
感じていない	9.6	8.4
わからない	1.8	3.3

問15 あなたは、目的やテーマを持って学習活動に取り組んでいますか。

▶ 「ほとんど取り組んでいない」が39.9%で最も多い。

前回調査結果との比較	令和元年度(%)	平成30年度(%)
ほぼ毎日取り組んでいる	9.0	7.2
週に1回程度取り組んでいる	6.7	6.4
月に1回程度取り組んでいる	5.6	6.2
年に数回程度取り組んでいる	9.4	11.1
ほとんど取り組んでいない	39.9	45.4
まったく取り組んでいない	27.7	21.9

【検証作業のポイント】

- ・心身が健康で、安全に暮らせるような環境といえるか。
- ・自然が保護されているか。
- ・移動手段に不自由はないか。
- ・生涯学習ができる機会、環境があるか。

第5条

【逐条解説】

(子どもの権利)

第5条 おいらせ町で生活する子どもは、みな健やかに成長する権利があります。

【第5条】

子どもは、将来の町を担う大切な私たちの「宝」です。近年、子ども達を取り巻く環境の悪化が懸念されているなかで、地域社会がいっしょになって大切に育もうという意識を示しています。

【これまでの検証結果】

子どもの権利については、権利を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断。(H26年度)

【参考データ資料】

—

【検証作業のポイント】

- ・子どもの『健やかに成長する権利』が守られているか。

【委員提言・討論】

以下のテーマ等をもとに、おいらせ町の課題や将来的な方向性を確認する。

- ・最近生活面で感じている、おいらせ町の子ども達の傾向や印象はどのようなものか。
- ・おいらせ町において、『子ども達を取り巻く環境』で悪化が懸念されることは何か。
- ・委員自身を含む地域社会と、子ども達との関わりはあるか。子ども視点で見た、おいらせ町の地域社会の特色(強み)は何か。

第6条

【逐条解説】

(個人情報)

第6条 おいらせ町民には個人情報やプライバシーを尊重される権利があります。

【第6条】

「尊重される」というのがこの条文のポイントです。個人情報やプライバシーは行政が守るだけではなく、町民同士でも尊重しあい、守るべきものであることを謳っています。

【これまでの検証結果】

- ①権利を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断
- ②運用が厳格すぎて、住民生活に支障をきたす場面も見受けられるので、柔軟な対応を求める意見もあり

【参考データ資料】

—

【検証作業のポイント】

- ・個人情報保護や、プライバシーの尊重がされているか。

【委員提言・討論】

以下のテーマ等をもとに、おいらせ町の課題や将来的な方向性を確認する。

- ・個人情報保護が適切になされているかどうか。

- ・普段の生活上で、プライバシーの侵害で困っている事例や、気がかりなことがあるか。

第7条

【逐条解説】

(参加に関する権利)

第7条 おいらせ町民には、まちづくりの主体として、参加に関する以下の権利があります。

- (1) 行政、議会及び地域の状況を知る権利
- (2) 政策の形成、実施及び評価に参加する権利
- (3) 政策の形成、実施及び評価並びにまちづくり活動において、自由に意思を表明し、そのことにより不利益を受けない権利

【第7条】

(1) まちづくりに参加するためには、行政や議会、地域の状況について町民が正確な情報を得ることが前提となることから、権利として規定しました。

(2) 従来の住民参加は政策の「実施」の段階からの参加に限定されるものが殆どでしたが、これからは政策の形成（白紙）の段階から評価の段階までの参加を保障したものです。

(3) まちづくりへの参加は、自らの意思によるものであり、強要されるものであってはなりません。また、意思を表明したこと、あるいはその内容により不利益を受けることがあってはなりません。

【これまでの検証結果】

本条の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断

(H26年度)

【参考データ資料】

・町民アンケート結果（令和2年3月調査8月公表、無作為抽出2,000件郵送、回収率44.1%）

問20 あなたは、町の計画や取り組みについて、関心がありますか。

▶ “関心がある”が62.4%、“関心がない”は36.2%。

問21 この1年間にまちづくり活動（ボランティア活動等）や行政活動（審議会委員等）に参加したことがありますか。

▶ 「まったく参加していない」が38.0%で最も多い。

前回調査結果との比較	令和元年度 (%)	平成 30 年度 (%)
ほぼ毎日参加している	0.8	0.5
週に1度参加している	0.9	0.3
月に1回程度参加している	4.0	2.5
年に数回程度参加している	27.8	10.8
ほとんど参加していない	27.8	32.5
まったく参加していない	38.0	52.5

【検証作業のポイント】

- ・町民のまちづくりに参加する権利が守られているか。
- ・行政、議会、地域の状況を知ることができているか。
- ・政策を形成する段階から、町民が参加できているか。

※パブリックコメントや住民懇談会に係る検証は 第33条「参加の保障」で取り扱います

第8条

【逐条解説】

(自立と自律)

第8条 おいらせ町民は、まちづくりの主体として、自立の精神に則り、自己責任意識と危機管理意識を持ち、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

【第8条】

「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」と前文にあるように、自ら解決できる問題は、自らで解決することは自治の基本となるものです。

「自立」とは、他に頼らず行動する前に備えておかなければならない、高い意識と責任感が伴った状態で、「自律」とは、行動に際して自ら必要な配慮を払い、思慮深さを持って行動できる状態をいいます。

【これまでの検証結果】

本章の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断

(H26年度)

【参考データ資料】

—

【検証作業のポイント】

- ・町民がまちづくりの主体者として、自身の言動に責任を持っているか。
- ・危機管理意識の精神を持っているか。

【委員提言・討論】

以下のテーマ等をもとに、おいらせ町の課題や将来的な方向性を確認する。

- ・まちづくりに対する自主自律の精神、町民の主体性を発揮できる環境になっているか。
- ・町民に『地域が主体である』、まずは自分たちで何とかするという意識が醸成されているか。

第9条

【逐条解説】

(まちづくりへの参加)

第9条 おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

【第9条】

「役割」とは、責務ほど拘束力を持ちませんが、積極的に役割を担うことで地域社会はより暮らしやすくなります。健康などさまざまな理由で役割を担うことができないことがあっても、そのことで不利益を被ることはありません。

【これまでの検証結果】

本章の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断
(H26年度)

【参考データ資料】

・町内会加入率 (%)

27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
69.85	69.84	68.57	68.71	67.99

・町民アンケート結果（令和2年3月調査8月公表、無作為抽出2,000件郵送、回収率44.1%）

問10 あなたは、身近な地域での見守り、支え合いなどの地域福祉活動に参加していますか。

▶ 「参加していない」が85.1%、「参加している」が13.8%。

問17 この1年間に地域活動(町内会)に参加したことがありますか。

▶ 「年に数回程度参加している」が40.8%で最も多い。

前回調査結果との比較	令和元年度 (%)	平成30年度 (%)
ほぼ毎日参加している	1.2	2.2
週に1度参加している	1.1	0.5
月に1回程度参加している	4.4	5.3

年に数回程度参加している	40.8	37.0
ほとんど参加していない	22.9	25.2
まったく参加していない	28.7	28.6

【検証作業のポイント】

- ・町民が地域活動、ボランティア活動など自主的な活動を行っているか。

第10条

【逐条解説】

(町民、行政及び議会との協働)

第10条 おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民同士、行政及び議会と協働でまちをつくる役割があります。

【第10条】

町民が行政や議会と協働でまちづくりを進めるためには、まず行政と議会について、自ら学び、正確な理解を持つことから始めることが大切です。

【これまでの検証結果】

本章の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断
(H26年度)

【参考データ資料】

・町民アンケート結果（令和2年3月調査8月公表、無作為抽出2,000件郵送、回収率44.1%）

問22 おいらせ町では、町民と行政による協働のまちづくりが進められていると思いますか。

▶ “そう思う”が30.2%、“そう思わない”は28.6%。

前回調査結果との比較	令和元年度(%)	平成30年度(%)
そう思う	4.1	3.5
どちらかといえばそう思う	26.1	28.0
どちらかといえばそう思わない	18.3	20.2
そう思わない	10.3	11.4
わからない	40.7	35.6

問23 議会に関心がありますか。

▶ 「どちらかといえば関心がない」34.6%で最も多い。

問 25 町役場からの町政情報について、知りたい情報が得られていますか。

▶ 「どちらかといえば得られている」が 48.9%で最も多い。

前回調査結果との比較	令和元年度(%)	平成 30 年度(%)
得られている	8.4	7.7
どちらかといえば得られている	48.9	38.8
どちらかといえば得られていない	10.8	22.3
得られていない	6.0	9.2
わからない	25.1	21.0

【検証作業のポイント】

- ・町民が行政や議会に関心を持ち理解をしているか。
- ・三者が協働の気持ちを持ってまちづくりをすすめているか。

第11条

【逐条解説】

(互いの権利を守る責任)

第11条 おいらせ町民は、お互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている人を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

【第11条】

町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるためには、行政や議会だけでなく、町民一人ひとりが互いの権利を尊重して生活することが求められます。

【これまでの検証結果】

本章の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断
(H26年度)

【参考データ資料】

【検証作業のポイント】

- ・町民が互いを尊重し、権利を守るという意識を持っているか。

【委員提言・討論】

以下のテーマ等をもとに、おいらせ町の課題や将来的な方向性を確認する。

- ・日常生活において、互いの権利を尊重し合い、思いやりの心を育てていくためには、まず何が必要となるか。

第12条

【逐条解説】

(ふるさとと地球を守る責任)

第12条 おいらせ町民は、ふるさとの歴史を重んじ、伝統と文化、自然を次代に伝えるために努力しなければなりません。

2 町民は、水や空気の汚染を防ぎ、エネルギーの浪費を抑え、資源を節約して美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

【第12条】

おいらせ町に先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を豊かなままでの次の時代に引き継ぐことはもちろんですが、温暖化を防ぐために行動するなど、美しい地球を未来に手渡すことも、私たちの責任と考えました。小さな町から大きな地球を考える内容の条文は、他に例を見ません。

【これまでの検証結果】

本章の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断
(H26年度)

【参考データ資料】

・町民アンケート結果（令和2年3月調査8月公表、無作為抽出2,000件郵送、回収率44.1%）

問11 あなたが家庭でできる環境問題対策として、実際に行っている取り組みはありますか。

▶ 「買物袋を持参している」と「ごみと資源物を分別している」が2大対策。

家庭で実際に行っている環境問題対策への取り組みは、「ごみと資源物を分別している」(89.9%)、「買物袋を持参している」(87.1%)、「LED電球や省エネ家電を購入・利用」(58.3%)、「冷房を28度以上暖房を20度以下に設定」(32.5%)、「自家用車の使用を控え公共交通機関を利用」(4.5%)の順となっています。なお、「特に何もしていない」は2.8%となっています。

【検証作業のポイント】

- ・町民がふるさとの歴史や文化を重んじているかどうか。
- ・環境保護への意識を持っているかどうか。おいらせ町の豊かな自然環境とは。